

別表（第5条関係）

1 法違反（法第14条又は第14条の2第1項若しくは第2項該当）

	懲戒事由	該当条項	懲戒処分の種類		
			戒告	停止	禁止解散
1 他士業法違反	行政書士が、他の法律において制限されている業務を行ったこと。	法第1条の2第2項又は第1条の3第1項ただし書 （弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条、司法書士法（昭和25年法律第197号）第73条第1項、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第27条、税理士法（昭和26年法律第237号）第52条、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第68条第1項、弁理士法（平成12年法律第49号）第75条、海事代理士法（昭和26年法律第32号）第17条第1項、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条及び第3条の2、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第36条等）	○	○	○
2 指定試験機関の秘密保持義務違反	指定試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。）又はこれらの職にあった者である行政書士が、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしたこと。	法第4条の7第1項	○	○	○
3 変更登録申請懈怠	行政書士が、登録事項に変更を生じたときに、連合会に変更の登録を申請していないこと。	法第6条の4 （連合会会則第44条）	○		
4 行政書士証票返還懈怠	業務停止の処分を受けた行政書士が、連合会に行政書士証票を返還しなかったこと。	法第7条の2第1項後段	○		
5 事務所未設置	行政書士又は行政書士法人が、業務を行うための事務所を設けていないこと（使用人である行政書士等（行政書士の使用人である行政書士又は行政書士法人の社員若しくは使用人である行政書士をいう。以下同じ。）を除く。）。	法第8条第1項（法第13条の17において準用する場合を含む。）	○	○	
6 複数事務所設置	行政書士が、業務を行うための事務所を2以上設けていること（使用人である行政書士等を除く。）。	法第8条第2項	○		
7 使用人の事務所設置	使用人である行政書士等が、業務を行うための事務所を設けていること。	法第8条第3項	○		
8 帳簿の作成・不保存	行政書士又は行政書士法人が、業務に関する帳簿を備え、及び帳簿閉鎖の時から2年間保存していないこと（使用人である行政書士等を除く。）。	法第9条（法第13条の17において準用する場合を含む。）	○		
9 不誠実行為	行政書士又は行政書士法人が、誠実に業務を行っていないこと。	法第10条（法第13条の17において準用する場合を含む。） （連合会会則第59条、行政書士会会則第33条）	○	○	

10	信用品位 保持義務 違反	行政書士又は行政書士法人が、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害する行為をしたこと。	法第10条（法第13条の17において準用する場合を含む。） （連合会会則第59条、行政書士会会則第33条）	○	○	
11	報酬額の 不揭示	行政書士又は行政書士法人が、業務に関し受ける報酬の額を掲示していないこと（使用人である行政書士等を除く。）。	法第10条の2第1項（法第13条の17において準用する場合を含む。）	○		
12	依頼拒否	行政書士又は行政書士法人が、正当な事由なく依頼を拒んだこと（使用人である行政書士等を除く。）。	法第11条（法第13条の17において準用する場合を含む。）	○	○	
13	守秘義務 違反	行政書士が、正当な理由がなく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしたこと。	法第12条	○	○	○
14	会則違反	行政書士又は行政書士法人が、行政書士会及び連合会の会則を守らなかったこと。	法第13条（法第13条の17において準用する場合を含む。）	（下記3の表）		
15	登記懈怠	行政書士法人が、組合等登記令（昭和39年政令第29号）に定めるところにより、登記をしていないこと。	法第13条の7第1項	○	○	
16	定款変更 届出懈怠	行政書士法人が、定款を変更したときに、連合会に届け出していないこと。	法第13条の11第2項 （連合会会則第53条の5）	○		
17	社員不常 駐	行政書士法人が、県内の事務所、行政書士会の会員である社員を常駐させていないこと。	法第13条の14	○	○	
18	特定業務 取扱い	特定業務を行うことを目的とする行政書士法人が、当該特定業務に係る特定社員が常駐していない事務所において当該特定業務を取り扱ったこと。	法第13条の15	○	○	
19	社員の個 人的競業 禁止義務 違反	行政書士法人の社員が、自己又は第三者のためにその行政書士法人の業務の範囲に属する業務を行ったこと。	法第13条の16第1項	○		
20		行政書士法人の社員が、他の行政書士法人の社員となっていること。	法第13条の16第1項	○		
21	会計帳簿 等記載・ 保存義務 違反	行政書士法人が、会計帳簿に記載し若しくは記録すべき事項を記載せず若しくは記録せず、又は虚偽の記載又は記録をしたこと。	法第13条の21第1項において準用する会社法（平成17年法律第86号）第615条第1項	○		
22		行政書士法人が、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存していないこと。	法第13条の21第1項において準用する会社法第615条第2項	○		
23		行政書士法人が、貸借対照表その他の計算書類に記載し若しくは記録すべき事項を記載せず若しくは記録せず、又は虚偽の記載又は記録をしたこと。	法第13条の21第1項において準用する会社法第617条第1項及び第2項	○		

24		行政書士法人が、計算書類を作成した時から10年間、計算書類を保存していないこと。	法第13条の21第1項において準用する会社法第617条第4項	○		
25	立入検査拒否等	行政書士又は行政書士法人が、立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したこと。		○	○	
26	その他	その他法違反		○	○	○

2 省令違反（法第14条又は第14条の2第1項若しくは第2項該当）

	懲戒事由	該当条項	懲戒処分の種類			
			戒告	停止	禁止解散	
1	表札の不掲示	行政書士又は行政書士法人が、事務所の表札を掲示していないこと。	省令第2条の14第1項（省令第12条の3において準用する場合を含む。）	○		
2	表札撤去義務違反	業務停止の処分を受けた行政書士又は業務の全部の停止の処分を受けた行政書士法人が、事務所の表札を撤去しなかったこと。	省令第2条の14第2項（省令第12条の3において準用する場合を含む。）	○		
3	依頼しない書類の作成等	行政書士又は行政書士法人が、依頼人の依頼しない書類（電磁的記録を含む。）を作成して報酬を受け、又はみだりに報酬の増加を図るような行為をしたこと。	省令第3条第2項（省令第12条の3において準用する場合を含む。）	○	○	
4	名義貸し・業務委託	行政書士又は行政書士法人が、その業務を他人に行わせたこと（その使用人その他の従業者である行政書士に行わせた場合又は依頼人の同意を得て他の行政書士若しくは行政書士法人に行わせた場合を除く。）。	省令第4条（省令第12条の3において準用する場合を含む。）	○	○	
5	補助者届出懈怠	行政書士又は行政書士法人が、補助者を置いたとき、補助者に異動があったとき、又は補助者を置かなくなったときに、行政書士会に届け出していないこと。	省令第5条第2項（省令第12条の3において準用する場合を含む。）	○		
6	公正・親切丁寧でない業務遂行	行政書士又は行政書士法人が、公正で、親切丁寧を旨とした業務を行っていないこと。	省令第6条第1項（省令第12条の3において準用する場合を含む。）	○		
7	不正・不当な依頼の誘致	行政書士又は行政書士法人が、不正又は不当な手段で、依頼を誘致するような行為をしたこと。	省令第6条第2項（省令第12条の3において準用する場合を含む。）	○		
8	依頼の順序不遵守	行政書士又は行政書士法人が、正当な事由なく、依頼の順序に従わずに、業務を処理したこと。	省令第7条（省令第12条の3において準用する場合を含む。）	○		
9	迅速な業務処理義務違反	行政書士又は行政書士法人が、正当な事由なく、速やかに業務を処理しなかったこと。	省令第7条（省令第12条の3において準用する場合を含む。）	○	○	

10	依頼拒否時の説明義務違反	行政書士又は行政書士法人が、依頼を拒むときに、その事由を説明しなかったこと。	省令第8条前段（省令第12条の3において準用する場合を含む。）	○		
11		行政書士又は行政書士法人が、依頼を拒むときに、依頼人からのその事由を記載した文書の交付請求に応じなかったこと。	省令第8条後段（省令第12条の3において準用する場合を含む。）	○		
12	法令・依頼に反する書類の作成	行政書士又は行政書士法人が、法令又は依頼の趣旨に反する書類（電磁的記録を含む。）を作成したこと。	省令第9条第1項（省令第12条の3において準用する場合を含む。）	○	○	
13	記名押印懈怠	行政書士又は行政書士法人が、作成した書類に記名して職印を押していないこと。	省令第9条第2項（省令第12条の3において準用する場合を含む。）	○		
14	領収証の不作成・不保存	行政書士又は行政書士法人が、依頼人から報酬を受けたときに、連合会の定める様式により正副二通の領収証を作成し、正本は、これに記名し職印を押して当該依頼人に交付し、副本は、作成の日から5年間保存していないこと。	省令第10条（省令第12条の3において準用する場合を含む。）	○		
15	その他	その他省令違反		○	○	

3 行政書士会会則又は連合会会則違反（法第13条（法第13条の17において準用する場合を含む。）違反）

	懲戒事由	該当条項	懲戒処分の種類			
			戒告	停止	禁止解散	
1	行政書士証票の再交付申請懈怠	行政書士証票を紛失し、き損したときに、その再交付を連合会に申請をしていないこと。	連合会会則第51条	○		
2	不正な名称使用	行政書士の事務所について、他の法律において使用を制限されている名称又は行政書士の品位を害する名称を使用していること。	連合会会則第60条の2	○		
3	名義貸し	自ら行政書士の業務を行わないで自己の名義を貸与し、その者をして業務を行わせたこと。	連合会会則第61条第1項、行政書士会会則第35条第1項	○	○	
4	名義借り	他の者の名において業務を行ったこと（行政書士法人の社員である行政書士がその行政書士法人の名において業務を行う場合及び行政書士又は行政書士法人の使用人である行政書士が雇用されている行政書士又は行政書士法人の名において業務を行う場合を除く。）。	連合会会則第61条第2項	○	○	

5	職務上請求書不正使用	住民票の写し、住民票記載事項証明書若しくは戸籍の附票の写し又は戸籍若しくは除籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「住民票の写し等」という。）の請求において、不正に職務上請求書を使用したこと。	連合会会則第61条の2第1項	○	○	
6	会員証届出懈怠	会員証の記載事項に変更があったとき又は会員証を亡失し、破損したときに、行政書士会に届け出ていないこと。	行政書士会会則第10条第2項及び第3項	○		
7	他者による雇用	法人（行政書士法人を除く。）若しくは団体又は個人（行政書士を除く。）に雇用されて、法第1条の2及び第1条の3に規定する業務を行ったこと。	行政書士会会則第35条第2項	○		
8	その他	その他行政書士会会則又は連合会会則違反		○	○	

4 処分違反（法第14条又は第14条の2第1項若しくは第2項該当）

	懲戒事由	懲戒処分の種類			
		戒告	停止	禁止解散	
1	業務停止処分違反	業務停止の処分を受けた行政書士又は行政書士法人が、当該業務停止の期間中に業務を行ったこと。			○

5 行政書士たるにふさわしくない重大な非行又は著しく不当な行政書士法人の運営（法第14条又は第14条の2第1項若しくは第2項該当）

	懲戒事由	懲戒処分の種類			
		戒告	停止	禁止解散	
1	有印公文書偽造	行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造したこと。		○	○
2	有印私文書偽造	行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造したこと。		○	○
3	公正証書等原本不実記載	公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせたこと。		○	○
4	詐欺	人を欺いて財物を交付させたこと。		○	○
5	虚偽申請	偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を受けたこと。		○	
6		その他官公署に提出する書類（電磁的記録を含む。）に虚偽の記載又は記録をしてこれを提出したこと。		○	○
7	その他	その他行政書士たるにふさわしくない重大な非行又は著しく不当な行政書士法人の運営	○	○	○

備考 「懲戒処分の種類」欄において「停止」は業務の停止を、「禁止解散」は業務の禁止又は解散をいう。